

## 佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会等が犯罪の防止のための防犯カメラ等を設置することに対し佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び防犯灯をいう。
- (2) 防犯カメラ 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成28年佐倉市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する防犯カメラのうち、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 犯罪を防止することを目的として設置される防犯カメラであること。
  - イ 撮影された映像のうち、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所の映像面積が2分の1以上であって、特定の個人、建物等を監視しないこと。
- (3) 防犯灯 夜間における歩行者の安全の確保と犯罪の防止のために防犯カメラと一体で設置する照明灯のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 防犯カメラの視認性を向上させる照度（防犯カメラから4メートル先の歩行者の挙動や姿勢が認識できる0.24ルクス）を確保できるものであること。
  - イ 防犯カメラと同一の支柱に設置するものであること。
  - ウ 防犯カメラの映像に光が入らないようにするため、光源を防犯カメラのレンズから30センチメートル以上離していること。
- (4) 自治会等 市内の自治会、町内会及び区をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、防犯カメラ等を設置する自治会等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費（防犯カメラの設置を明示するための看板の設置に要する経費を含む。）とする。ただし、次の経費を除く。

- (1) 防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
- (2) 土地の造成又は土地若しくは建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費
- (3) 防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費

(4) 防犯カメラに係るモニターの設置に要する経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 設置に要した経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1台につき20万円を限度とする。

(2) 防犯灯 設置に要した経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1基につき5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書及び前年度決算書

(3) 防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真

(4) 防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書並びにその内訳書の写し

(5) 設置する防犯カメラ等の仕様書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

(1) 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を提出する時点において、補助事業者等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかにその内容を証する書類を市長に提出すること。

(2) 補助対象経費により取得した財産（以下この条において「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。

(3) 取得財産については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

(4) 取得財産を移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

(5) 補助事業等の完了後、市長から要求があったときは、取得財産の現況に

ついて報告すること。

- (6) 交付の申請を行う前に、防犯カメラ等の設置場所、管理運用等に関し、設置場所を管轄する警察署の長及び市長と協議をすること。
  - (7) 防犯カメラ等の設置について、交付の申請を行う前に、設置場所の周辺の住民への説明を行うこと。
  - (8) 防犯カメラ等の設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
  - (9) 交付の申請を行う前に、条例第7条第1項の規定により、市長に対し設置運用基準を届け出ていること。
  - (10) その他市長が必要と認める条件
- 2 前項第2号から第5号までに掲げる義務を負う期間は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請は、補助事業変更申請書（別記様式第3号）とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書は、補助金実績報告書（別記様式第4号）とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 防犯カメラ等の設置後の現況写真及び防犯カメラ設置表示板の現況写真
  - (4) 防犯カメラ等の設置に係る契約書の写し
  - (5) 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書の写し
  - (6) 設置した防犯カメラにより撮影された映像を印刷したもの
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助事業者等は、補助事業等の完了後30日以内に補助金実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第6号）と

する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則 (平成29年3月27日決裁28佐危第1275号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年2月28日決裁29佐危第1019号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日決裁佐財第577号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。